用地調査等標準仕様書

【用地測量業務】

令和４年 10 月

栃木県県土整備部

〈 用 地 測 量 業 務 〉

頁

第１章　総則 …… 1
　第１条　趣旨等 …… 1
　第２条　用語の定義 …… 1
　第３条　監督職員の指示等 …… 3
　第４条　業務の着手 …… 3
　第５条　貸与品等 …… 3
　第６条　提出書類 …… 4
　第７条　打合せ等 …… 4
　第８条　現地踏査 …… 5
　第９条　業務計画書 …… 5
　第10条　立入り及び立会い …… 6
　第11条　障害物の伐除 …… 6
　第12条　身分証明書の携帯 …… 6
　第13条　成果物の提出 …… 6
　第14条　個人情報の取扱い …… 6
　第15条　安全等の確保 …… 8
　第16条　履行報告 …… 8
　第17条　行政情報流出防止対策の強化 …… 9

第２章　用地測量 …… 10
　第１節　要旨 …… 10
　　第18条　要旨 …… 10
　　第19条　用地測量の細分 …… 10
　　第20条　標杭の形状等 …… 11
　第２節　作業計画 …… 11
　　第21条　作業計画 …… 11
　第３節　資料調査 …… 11
　　第22条　要旨 …… 11
　　第23条　方法 …… 11
　　第24条　公図等の転写 …… 12
　　第25条　転写連続図の作成 …… 12

第26条　土地の登記記録の調査 12
第27条　建物の登記記録の調査 12
第28条　権利者の確認調査 13
第４節 復元測量 13
第29条　要旨 13
第30条　方法 13
第５節　境界確認 14
第31条　要旨 14
第32条　方法 14
第６節　境界測量 14
第33条　要旨 14
第34条　方法 14
第35条　用地境界仮杭設置 16
第36条　方法 16
第37条　用地境界杭設置 16
第７節　境界点間測量 17
第38条　要旨 17
第39条　方法 17
第８節　面積計算 17
第40条　要旨 17
第41条　方法 17
第９節　用地測量図の作成 17
第42条　要旨 17
第43条　用地測量図データファイルの作成 18
第10節　土地確認調書等の作成 18
第44条　土地確認調書等の作成 18
第11節　成果等の整理 18
第45条　成果等 18

別記

別記１　削除 …… 別記 1-1
別記２　地積測量図(案)等作成要領 …… 別記 2-1
別記３　成果物一覧(用地測量業務) …… 別記 3-1

様式

様式第１号　用地調査等特記仕様書 …… 1
様式第２号-1　用地調査等業務の施行に関する指示書 …… 2
様式第２号-2　用地調査等業務の施行に関する協議書 …… 3
様式第２号-3　用地調査等業務の施行に関する承諾書 …… 4
様式第３号　貸与品等受領書 …… 5
様式第４号　貸与品等精算書 …… 6
様式第５号　貸与品等返納書 …… 7
様式第６号　障害物伐除報告書 …… 8
様式第７号　踏査報告書 …… 9
様式第８号　不突号調書 …… 10
様式第９号-1　土地の登記記録調査表（一覧） …… 11
様式第９号-2　土地の登記記録調査表 …… 12
様式第10号-1　建物の登記記録調査表（一覧） …… 13
様式第10号-2　建物の登記記録調査表 …… 14
様式第11号-1　権利者調査表（一覧） …… 15
様式第11号-2　権利者調査表（土地） …… 16
様式第11号-3　権利者調査表（建物） …… 17
様式第11号-4　相続関係説明図 …… 18
様式第12号　立会人名簿 …… 19
様式第13号　土地境界確認書 …… 20
様式第14号　基準点測量精度管理表 …… 22
様式第15号　境界点間測量精度管理表 …… 23
様式第16号　面積計算書 …… 24
様式第17号　用地測量図データファイルの作成精度管理表 …… 25

用地調査等標準仕様書(用地測量業務)

第１章　総則

(趣旨等)

第１条　栃木県県土整備部が発注する用地測量業務の委託については、測量業務共通仕様書及び栃木県の定める「公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準」によるもののほか、この仕様書によるものとする。

２　用地測量業務の発注に当たり、当該用地測量業務の実施上この仕様書により難いとき又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者が別途定める特記仕様書によるものとする。なお、特記仕様書は、別に定めるもののほか用地調査等特記仕様書(様式第１号)によるものとする。

３　仕様書、特記仕様書、図面又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読みとりと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

(用語の定義)

第２条　この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）　「発注者」とは、用地測量業務の実施に関し、受注者と委託契約を締結したものをいう。

（２）　「受注者」とは、用地測量業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。

（３）　「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第10条第１項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。

（４）　「総括監督員」とは、総括監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、主任監督員および監督員の指揮監督並びに用地測量業務のとりまとめを行う者をいう。

（５）　「主任監督員」とは、主任監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議(重要なものおよび軽易なものを除く。)の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理及び関連業務との調整(重要なものを除く。)の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任監督業務および一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

（６）　「監督員」とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は

協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査(重要なものを除く。)を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

(７) 「検査職員」とは、用地測量業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって契約書第32条第２項の規定に基づき検査を行う者をいう。

(８) 「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約書第11条第１項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。

(９) 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。

(10) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

(11) 「契約書」とは、「栃木県建設工事関連業務委託事務処理要領」に定める栃木県業務委託契約書をいう。

(12) 「設計図書」とは、仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。

(13) 「数量総括表」とは、用地測量業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

(14) 「現場説明書」とは、用地測量業務の入札等に参加する者に対して発注者が用地測量業務の契約条件を説明するための書類をいう。

(15) 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。

(16) 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。

(17) 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、用地測量業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

(18) 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、用地測量業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

(19) 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、用地測量業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

(20) 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た用地測量業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

(21) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

(22) 「照査」とは、受注者が、用地測量業務の実施により作成する各種図面等や数量計算等の確認並びに算定書等の検算並びに基準・運用方針・取扱要領への適合性及び補償の妥当性等について検証することをいう。

(23) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が用地測量業務の完了を確認することをいう。

(24) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を

発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

(25)　「協力者」とは、受注者が用地測量業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。

(26)　「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

(27)　「調査区域」とは、用地測量業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。

(28)　「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。

(29)　「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所(調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局(支局、出張所を含む。))等での調査をいう。

(30)　「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

(監督職員の指示等)

第３条　受注者は、調査業務の実施に先立ち、主任技術者を立ち会わせた上で、監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

２　受注者は、調査業務の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督職員の指示について疑義が生じたときは、監督職員と協議するものとし、その結果については受注者が記録し相互に確認するものとする。

３　監督職員の指示は、別に定めるもののほか用地調査等業務の施行に関する指示書(様式第２号－１、以下「指示書」という。)により行うものとする。

４　第２項の協議は、用地調査等業務の施行に関する協議書(様式第２号－２)により行うものとする。

５　受注者は、調査業務の遂行上必要な事項について承諾を受ける場合は、用地調査等業務の施行に関する承諾書(様式第２号－３)により行うものとする。

(業務の着手)

第４条　受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日(土曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第１条に規定する行政機関の休日(以下「休日等」という。))を除く。)以内に調査業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が用地測量業務の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

(貸与品等)

第５条　受注者は、用地測量業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を貸与品等として使用する場合には、発注者から貸与又は支給を受けるものとする。

２　登記事項証明書等の貸与等を受ける必要があるときは、別途監督職員と協議するものとする。

３　貸与品等の品名及び数量は特記仕様書又は監督職員の指示によるものとし、この場合

の指示は指示書により行うものとする。

4　受注者は、前項の貸与品等を受領したときは、貸与品等受領書(様式第３号)を監督職員に提出するものとする。

5　受注者は、用地測量業務が完了したときは、貸与品等を返納するとともに貸与品等精算書(様式第４号)及び貸与品等返納書(様式第５号)を監督職員に提出するものとする。

(提出書類)

第６条　受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

2　受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3　受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く。)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く。)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く。)以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は８名までとする)。

4　前項の場合において、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、休日等を除き15日間(休日等を除く。)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

5　第３項の場合において、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

(打合せ等)

第７条　用地測量業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面(打合せ記録簿)を作成するものとする。

2　用地測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3　主任技術者は、設計図書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

４　打合せ(対面)の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
５　監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努めるものとする。なお、「ワンデーレスポンス」とは、問合せ等に対して、１日あるいは適切な期限までに対応することをいい、１日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。
６　監督職員及び受注者は、「ウィークリースタンス」に努めるものとし、「ウィークリースタンス」とは、次のことをいう。
（１）　発注者は、金曜日に翌週月曜日期限の依頼を行うなど、適正な作業時間が確保できない依頼を行わない。(ﾌﾗｲﾃﾞｰ･ﾉｰﾘｸｴｽﾄ、ﾏﾝﾃﾞｰ･ﾉｰﾋﾟﾘｵﾄﾞ)
（２）　受発注者ともに業務時間外に掛かる恐れのある時間に、打合せを設定しない。(ﾗﾝﾁﾀｲﾑ、ｵｰﾊﾞｰﾌｧｲﾌﾞ・ﾉｰﾐｰﾃｨﾝｸﾞ)
（３）　受発注者ともに退社・退庁時刻以降の電話連絡を行わない。また水曜日の定時退庁に努める。(ｲﾌﾞﾆﾝｸﾞ・ﾉｰﾘｸｴｽﾄ、ｳｪﾝｽﾞﾃﾞｰ・ﾎｰﾑ)

(現地踏査)
第８条　受注者は、用地測量業務の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

(業務計画書)
第９条　受注者は、契約締結後14日(休日等を含む)以内に、設計図書及び現地踏査の結果等を基に業務計画書を策定し、監督職員に提出しなければならない。
２　前項の業務計画書には、次の事項を記載するものとする。
（１）　業務概要
（２）　実施方針
（３）　業務工程
（４）　業務組織計画(主任技術者の氏名その他必要な事項及び担当技術者を定めた場合は担当技術者の氏名その他必要な事項を含む。)
（５）　打合せ計画
（６）　成果物の内容、部数
（７）　使用する主な図書及び基準
（８）　連絡体制(緊急時を含む。)
（９）　使用する主な機器
(10)　その他(第14条第10号に規定する情報管理責任者の氏名その他必要な事項、第15条に規定する安全等の確保に関する事項並びに第17条第１項に規定する行政情報流出防止策及び同条第２項第５号に規定する情報管理責任者の氏名を含む。ただし、これらを第２号に記載した場合はこの限りではない。)
３　受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
４　受注者は、第１項の業務計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

(立入り及び立会い)

第10条　受注者は、調査業務のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

２　受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあっては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督職員に報告するものとし、同意が得られないものにあってはその理由を付して、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

３　受注者は、調査業務を行うため土地、建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

(障害物の伐除)

第11条　受注者は、障害物を伐除しなければ用地測量業務を実施することが困難と認められるときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

２　監督職員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書(様式第６号)を監督職員に提出するものとする。

(身分証明書の携帯)

第12条　受注者は、用地測量業務の着手に当たり、あらかじめ主任技術者ほか用地測量業務に従事する者(以下、「主任技術者等」という。)の身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受けるものとし、用地測量業務の実施に当たっては、これを常に携帯させなければならない。

２　主任技術者等は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。

３　受注者は、用地測量業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

(成果物の提出)

第13条　受注者は、用地測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

２　受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡を行うものとする。

３　受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系(SI)とする。

４　受注者は、「電子納品運用に関するガイドライン(案)」(栃木県)及び「栃木県CAD製図基準運用ガイドライン(案)」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。なお、これらに特に記載がない項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。

(個人情報の取扱い)

第14条　個人情報の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

（１） 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（２） 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（３） 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

（４） 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（５） 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（６） 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

（７） 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（８） 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

（９）　管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができるものとする。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができるものとする。

(10)　管理体制の整備

受注者は、情報管理責任者を定め第９条で示す業務計画書に記載し、この契約による事務に係る個人情報を適正に管理させるものとする。

(11)　従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(安全等の確保)

第15条　受注者は、屋外で行う用地測量業務の実施に際しては、用地測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

２　受注者は、屋外で行う用地測量業務の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、用地測量業務の実施中の安全を確保しなければならない。

３　受注者は、屋外で行う用地測量業務の実施に当たり、事故が発生しないように主任技術者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

４　受注者は、屋外で行う用地測量業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければばらない。

５　受注者は、屋外で行う用地測量業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

（１）　受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

（２）　受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

６　受注者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

７　受注者は、屋外で行う用地測量業務の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。

８　受注者は、屋外で行う用地測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(履行報告)

第16条　受注者は、監督職員から調査業務の進捗状況について調査又は報告を求められたと

きは、これに応じなければならない。
2　受注者は、前項の進捗状況の報告に主任技術者を立ち会わせるものとする。

(行政情報流出防止対策の強化)
第17条　受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第９条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
2　受注者は、次の各号に定めるとおり行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。
(１)　関係法令等の遵守
行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。
(２)　行政情報の目的外使用の禁止
受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。
(３)　社員等に対する指導
ア　受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員(以下「社員等」という。)に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
イ　受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
ウ　受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。
(４)　契約終了時等における行政情報の返却
受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報(発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。)については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。
(５)　電子情報の管理体制の確保
ア　受注者は、情報管理責任者を定め第９条で示す業務計画書に記載し、電子情報を適正に管理させるものとする。
イ　受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
(ア)　本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
(イ)　電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
(ウ)　電子情報を移送する際のセキュリティ対策
(６)　電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保
受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる次の行為をしてはな

らない。

ア　情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

イ　セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ウ　セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

エ　セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

オ　情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

（７）　事故の発生時の措置

受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るとともに、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

３　発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行うことができるものとする。

第２章　用地測量

第１節　要旨

(要旨)

第18条　用地測量とは、土地及び境界等について調査し、用地取得等に必要な資料及び図面を作成する作業をいう。

２　用地測量を行う場合の基準点は、４級以上の精度で設置された基準点に基づいて行う。

３　前項の基準点には都市再生街区基準点で整備された街区基準点を含めるものとする。なお、街区基準点の整備における成果は次のとおりとする。

設置名称	相当する公共基準点
街区三角点	２級相当基準点
街区多角点	３級相当基準点
補助基準点	４級相当基準点

(用地測量の細分)

第19条　用地測量は、次に掲げる測量等に細分するものとする。

（１）　作業計画

（２）　資料調査

（３）　復元測量

（４）　境界確認

（５）　境界測量

（６）　境界点間測量

（７） 面積計算
（８） 用地測量図データファイルの作成
（９） 土地確認調書等の作成

(標杭の形状等)
第20条　使用する標杭の形状、材質等は次表を標準とする。

名　　称	材　　質	杭の表示色	形状(単位㎝)
用地幅杭	木 プラスチック	黄 黄	6×6×60 7×7×60
復元杭	木		4.5×4.5×45
境界杭	木・プラスチック	黄	4.5×4.5×45
補助基準点杭	木 プラスチック	プラスチック杭の 場合は黒又は灰	6×6×60 7×7×60
用地境界仮杭	木・プラスチック	赤	4.5×4.5×45
用地境界杭	コンクリート プラスチック	赤 赤	12×12×90 9×9×90

２　標杭を設置する位置の状況によっては、金属標、標識プレート、十字鋲等を使用することができる。

第２節　作業計画

(作業計画)
第21条　受注者は、測量作業着手前に、測量作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について、用地測量を実施する区域の地形、土地の利用状況、植生の状況等を把握し、用地測量の細分ごとに適切な作業計画を立案・作成し、これを発注者に提出して、その承認を得なければならない。作業計画を変更しようとするときも同様とする。

第３節　資料調査

(要旨)
第22条　資料調査とは、土地の取得等に係る土地について、用地測量に必要な資料等を整理及び作成する作業をいう。

(方法)
第23条　資料調査は、作業計画に基づき、法務局等に備える地図、地図に準ずる図面、公共団体に備える地図等(以下「公図等」という。)の転写、土地の登記記録の調査、建物の登記記録の調査及び権利者の確認調査に区分して行うものとする。

(公図等の転写)

第24条　公図等の転写は、調査区域について管轄法務局等に備付けてある公図等を次に掲げる方法により行うものとする。

(１)　転写した公図等には、公図等の着色に従って着色する。

(２)　転写した公図等には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名(隣接字名を含む。)及び地番を記載する。

(３)　転写した公図等には、管轄法務局等名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。

(転写連続図の作成)

第25条　前条の規定により転写した公図等は、各葉を複写して連続させた図面(この図面を「転写連続図」という。)を作成し、次に掲げる事項を記入するものとする。

(１)　工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線

(２)　次条第３号の規定により調査した登記名義人の氏名等

(３)　管轄法務局等名、転写年月日及び転写を行った者の氏名

(土地の登記記録の調査)

第26条　土地の登記記録の調査は、管轄法務局等に備えられた土地の登記記録、登記事項証明書等に基づき、次に掲げる登記事項について行い、土地の登記記録調査表を作成するものとする。

(１)　土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号

(２)　地目及び地積

(３)　登記名義人の氏名等及び住所等

(４)　共有土地については、共有者の持分

(５)　土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間

(６)　仮登記等があるときは、その内容

(７)　その他必要と認める事項

(建物の登記記録の調査)

第27条　建物の登記記録の調査は、管轄法務局等に備えられた建物の登記記録、登記事項証明書等に基づき、次に掲げる登記事項について行い、建物の登記記録調査表を作成するものとする。

(１)　建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付け

(２)　登記名義人の氏名等及び住所等

(３)　共有建物については、共有者の持分

(４)　建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び継続期間

(５)　仮登記があるときは、その内容

(６)　その他必要と認める事項

(権利者の確認調査)

第28条　権利者の確認調査は、実地調査及び次に掲げる書類等により行い、権利者調査表を作成するものとする。

（１）　戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等

（２）　商業登記簿、法人登記簿等

２　権利者が法人以外であるときの調査事項は、次に掲げるものとする。

（１）　権利者の氏名、住所及び生年月日

（２）　権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係、相続の経過を明らかにした相続関係説明図を作成する。

（３）　権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所

（４）　権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所

３　権利者が法人であるときの調査事項は、次に掲げるものとする。

（１）　法人の名称及び主たる事務所の所在地

（２）　法人を代表する者の氏名及び住所

（３）　法人が破産法による破産宣告を受けているとき等の場合にあっては、破産管財人等の氏名及び住所

４　前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等からの聴き取りを基に調査を行うものとする。

第４節 復元測量

(要旨)

第29条　復元測量とは、境界確認に先立ち、地積測量図等に基づき境界杭の位置を確認し、亡失等がある場合は復元するべき位置に仮杭(以下「復元杭」という。)を設置する作業をいう。

(方法)

第30条　収集した地積測量図等の精度、測量年度等を確認し、その結果に基づき境界杭を調査し、亡失等の異常の有無を確認するものとする。

２　復元測量は、発注者が境界確認に必要があると認める境界杭について行うものとする。

３　現地作業の着手前には、関係権利者に立ち入りについての日程等を通知する。

４　境界杭に亡失、異常等がある場合は、復元杭を設置する。

５　前項の規定により復元杭の設置等を行う場合は、関係権利者への事前説明を実施するものとする。この場合、原則として関係権利者による立会いは行わないものとする。

６　復元の方法は、直接復元法等により行うものとする。

７　収集した資料に基づき復元した現地と相違する場合は、復元杭を設置せず原因を調査し発注者に報告し適切な措置を講ずるものとする。

第５節　境界確認

(要旨)

第31条　境界確認とは、現地において、一筆ごとに土地の境界(以下「境界点」という。)を確認する作業をいう。

(方法)

第32条　境界確認は、現地において転写図、土地調査表等に基づき、関係権利者立会いの上境界点を確認し、標杭を設置することにより行うものとする。

２　境界確認を行う範囲は、次のとおりとする。

（１）　一筆を範囲とする土地

（２）　一筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとの画地

（３）　一筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、現況の地目ごとの画地

（４）　一画地にあって、土地に付属するあぜ、溝、その他これらに類するものが存するときは、一画地に含むものとする。ただし、一部ががけ地等で通常の用途に供することができないと認められるときは、その部分を区分した画地

３　境界確認に当たっては、発注者が各関係権利者に対して、立会いを求める日を定め、事前に通知するための資料を受注者が作成する。

４　境界点に、既設の標識が設置されている場合は、関係権利者の同意を得てそれを境界点とすることができる。

５　境界確認が完了したときは、土地境界確認書を作成し、関係権利者全員に確認したことの署名押印を求める。

６　復元杭の位置について地権者の同意が得られた場合における復元杭の取扱いは、発注者の指示によるものとする。

第６節　境界測量

(要旨)

第33条　境界測量とは、現地において境界点を測定し、その座標値等を求める作業をいう。

(方法)

第34条　境界測量は、近傍の４級基準点以上の基準点に基づき、放射法等により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づいて行うことができる。

２　前項の観測は、測量地域の地形、地物等の状況を考慮し、次のとおり行うものとする。

（１） TS等を用いる観測は、次表を標準とする。

区分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方法	0.5対回	0.5対回	２回測定
較差の許容範囲	－	－	５㎜

（２） キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による観測の場合は、２セット行うものとし、使用衛星数及び較差の許容範囲等は、次表を標準とする。

使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲		備考
５衛星以上	FIX 解を得てから10エポック以上	１秒 (ただし、キネマティック法は５秒以下)	ΔN ΔE	20㎜	ΔN:水平面の南北成分のセット間格差 ΔE:水平面の東西成分のセット間格差 ただし、平面直角座標値で比較することができる
摘要	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は６衛星以上とする。ただし、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ２衛星以上用いること。				

（３） 前号において１セット目の観測終了後、再初期化を行い２セット目の観測を行う。なお、境界点の座標値は、２セットの観測から求めた平均値とする。

３ ネットワーク型RTK法による観測は、間接観測法又は単点観測法を用いる。

４ 単点観測法による場合は、作業地域周辺の既知点において単点観測法により、整合を確認するものとする。なお、整合の確認及び方法は、次のとおりとする。

（１） 整合の確認は、次のとおり行うものとする。

ア 整合を確認する既知点は、作業地域の周辺を囲むように配置する。

イ 既知点数は、３点以上を標準とする。

ウ 既知点での観測は、第２項第２号及び第３号の規定を準用する。

エ 既知点成果値と観測値で比較し、許容範囲内で整合しているかを確認する。

（２） 整合していない場合は、次の方法により整合処理を行うものとする。

ア 水平の整合処理は、座標補正として次により行うものとする。

（１） 平面直角座標で行うことを標準とする。

（２） 補正手法は適切な方法を採用する。

イ 高さの整合処理は、標高補正として次により行うものとする。

（１） 標高を用いることを標準とする。

（２） 補正手法は適切な方法を採用する。

（３） 座標補正の点検は、水平距離と標高差(標高を補正した場合)について、次のとおり行うものとする。

ア 単点観測法により座標補正に使用した既知点以外の既知点で観測を行い、座標補正を行った測点の単点観測法による観測値との距離を求める。

イ アの単点観測法により観測を行う既知点の成果値と、アの座標補正を行った測

点の補正後の座標力距離を求める。

ウ　アとイの格差により点検を行う。格差の許容範囲は次表を標準とする。

点検距離	許容範囲
500m以上	点検距離の1/10,000
500m未満	50㎜

5　補助基準点は、基準点から辺長100メートル以内、節点は１点以内の開放多角測量により設置する。なお、観測の区分等は、次表を標準とする。

区分		水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方法		２対回(0°,90°)	１対回	２回測定
較差の許容範囲	倍角差	60″	60″	５㎜
	観測差	40″		

6　第２項の結果に基づき、計算により境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を求めるものとする。

7　計算を計算機により行う場合は、次項に規定する位以上の計算精度を確保し、座標値及び方向角は、次項に規定する位の次の位において四捨五入するものとし、距離及び面積は、次項に規定する位の次の位以下を切り捨てるものとする。

8　座標値等の計算における結果の表示単位等は、次表を標準とする。

区分	方向角	距　離	座標値	面　積
単位	秒	m	m	㎡
位	1	0.001	0.001	0.000001

9　ネットワーク型RTK法による場合は、既知点となった電子基準点の名称等を記録する。

(用地境界仮杭設置)

第35条　用地境界仮杭設置とは、用地幅杭の位置以外の境界線上等において、用地境界杭を設置する必要がある場合に、用地境界仮杭を設置する作業をいう。

(方法)

第36条　用地境界仮杭設置は、交点計算等で求めた用地境界仮杭の座標値に基づいて、４級基準点以上の基準点から放射法又は用地幅杭線及び境界線の交点を視通法により行うものとする。

2　用地境界仮杭の観測は第34条第２項の規定を準用する。

(用地境界杭設置)

第37条　用地境界杭設置とは、用地幅杭又は用地境界仮杭と同位置に用地境界杭を置き換える作業をいう。

第７節　境界点間測量

(要旨)

第38条　境界点間測量とは、境界測量等において隣接する境界点間の距離を、TS等を用いて測定し精度を確認する作業をいう。

(方法)

第39条　境界点間測量は、次の測量を終了した時点で行うものとする。

（１）　境界測量

（２）　用地境界仮杭設置

（３）　用地境界杭設置

２　境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界杭を設置した点(以下「用地境界点」という。)との距離を全辺について現地で測定し、第34条及び第36条の規定により計算した距離と比較を行うものとする。なお、較差の許容範囲は、次表を標準とする。

区分 距離	平地	山地	備考
20m未満	10㎜	20㎜	Sは点間距離の計算値
20m以上	S/2,000	S/1,000	

３　境界点間の距離が直接測定できない場合は、その境界点の座標値の決定に用いた既知点以外の既知点から別に求めた座標値の較差又はTSの対辺測定機能を用いて境界点間距離を測定し、その格差により点検するものとし、格差の許容範囲は、前項の表による。

４　境界点間測量の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

第８節　面積計算

(要旨)

第40条　面積計算とは、境界測量の成果に基づき、各筆等の取得用地及び残地の面積を算出し面積計算書を作成する作業をいう。

(方法)

第41条　面積計算は、原則として座標法によるものとする。

第９節　用地測量図データファイルの作成

(要旨)

第42条　用地測量図データファイルの作成とは、第２節から前節までの結果に基づき、用地測量図データファイルを作成する作業をいう。

(作成)

第43条　用地測量図データファイルは、境界点の座標値等を用いて作成する。

２　用地測量図データは、次の項目を標準とする。なお、地域状況等に応じて指示により、表示項目を分けて複数種類の用地測量図データを作成するものとする。

（１）　基準点及び官民、所有権、借地、地上権等の境界点の座標値、点名、標杭の種類及び境界線

（２）　面積計算表

（３）　各筆の地番、不動産番号、地目、土地所有者及び借地人等氏名

（４）　境界辺長

（５）　隣接地の地番、不動産番号及び境界の方向線

（６）　借地境界

（７）　用地取得線

（８）　図面の名称、配置、方位、座標線、地図情報レベル、座標系、測量年月日、発注者名称、受注者名称及び土地の測量に従事した者の記名

（９）　市町村名の名称、大字、字の名称又は町、丁の名称及び境界線

(10)　用地幅杭点及び用地境界点の位置

(11)　現況地目

(12)　画地及び残地の面積

(13)　建物等及び工作物

(14)　道路名及び水路名

(15)　その他指示された事項

３　用地測量図データの地図情報レベルは、250を標準とする。

４　分類コードは、栃木県の定める公共測量作業規程の付録７の公共測量標準図式数値地形図データ取得分類基準を標準とする。

５　精度管理の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

第10節　土地確認調書等の作成

(土地確認調書等の作成)

第44条　受注者は、第３節から第９節までに定める作業の成果物により土地確認調書及び不動産調査報告書(案)を作成するものとする。

２　受注者は、取得し、又は使用する土地が一筆の土地の一部であるため分筆又は地積の更正を必要とする場合は、別記２の地積測量図(案)等作成要領に基づき地積測量図(案)及び土地所在図（案）を作成するものとする。

第11節　成果等の整理

(成果等)

第45条　用地測業務量の成果等は、別記３を標準とするほか、監督員の指示による。